

教育資金贈与税非課税措置に関する特約

令和 6 年 10 月 1 日現在

条文	項目	条項の内容
1.	特約の適用範囲	(1) この特約は、当金庫とこの特約を締結する個人(以下「預金者」という。)の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第 70 条の2の2の規定(この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。)にもとづき直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(以下「教育資金非課税措置」という。)の適用を受けるために開設された普通預金で、預金者が教育資金非課税申告書を提出し、当金庫が当該申告書を受理したものに適用します。 (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 預金者が口座開設時点において 30 歳未満かつ贈与前年の所得が 1,000 万円以下であること ② 預金者が直系尊属との間で預金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当金庫に提示すること ③ 預金者が前号の契約にもとづき平成 25 年4月1日から<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること ④ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として 1,500 万円を超える金額が記載されていないこと ⑤ 預金者が教育資金非課税申告書を当金庫の他の支店もしくは出張所または他の金融機関(以下「他の支店等」という。)に提出していないこと(ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く) ⑥ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら預金者の教育資金とすることが予定されていること ⑦ 預金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること (3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この預金口座は、当金庫が教育資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。
2.	特約と預金規定との優劣	この特約で定められた事項と預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この特約が優先するものとし、それ以外の場合については、この特約の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。
3.	追加の贈与があった場合の特約の適用	(1) 直系尊属から教育資金の追加の贈与があった場合には、預金者が追加教育資金非課税申告書を提出し、当金庫が当該申告書を受理した場合、この特約を適用します。 (2) 教育資金非課税措置の適用を受ける金額として追加教育資金非課税申告書に記載された金額と、すでに教育資金非課税措置の適用を受けることとなっている教育資金非課税申告書および追加教育資金非課税申告書に記載された金額の合計金額が 1,500 万円を超える場合、当該追加教育資金非課税申告書について特約は適用しません。
4.	領収書等の提出	(1) 預金者は、教育資金の支払いに充てるために預金を払い戻した場合には、領収書その他の書類また記録でその支払いの事実を証するもの(以下「領収書

[商品概要説明書]

条文	項目	条項の内容
		等」という。)の原本またはそれに準じるもの(以下「原本等」という。)を、学校等への支払分と学校等以外への支払分とに区別して提出するものとします。 (2) 教育資金の支払いに充てた金銭に相当する額を払い戻す方法により専ら払戻しを受けることとし、領収書等は、当該領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに提出するものとします。 (3) 領収書等の原本等の返還が必要な場合、当金庫は所定の方法により表示等を行ったうえで返還いたします。 (4) 当金庫では、教育資金と無関係と判断される領収書等の提出があった場合、その領収書等は返却し、提出はなかったものとします。
5.	書類の追加提示、提出等	当金庫は教育資金非課税措置に関する手続きに際し、預金規定の手続きに加え、この特約にもとづく各種手続きにおいて、教育資金非課税措置の適用対象であることなどを確認するために、各種書類の提示、提出等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで、教育資金非課税措置に関する手続きをしないことができるものとします。
6.	入出金の制限	(1) 当金庫は、次に該当する預入を制限することができるものとします。 ① 教育資金非課税申告書および追加教育資金非課税申告書の提出を伴わない預入れ ② 教育資金非課税措置の適用を受けるものとして教育資金非課税申告書または追加教育資金非課税申告書に記載された金額と異なる金額の預入れ ③ 第1条第2項第3号に該当しない預入れ (2) 当金庫は、領収書等の提出を伴わない払戻しを制限することができるものとします。
7.	教育資金の支払いに充てたものとして記録する金額	教育資金の支払いに充てられたものとして当金庫が記録する金額(以下「教育資金支出額」という。))は、1,500 万円(学校等以外に対して支払われたものについては 500 万円)を限度とする第4条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。
8.	申告内容に異動があった場合の申告書の提出	預金者は、氏名、住所等の申告内容に異動がある場合、直ちに教育資金非課税異動申告書を提出するものとします。
9.	非課税拠出額の減少等があった場合の申告書の提出	預金者は、遺留分による減殺の請求等があったことにより、教育資金非課税措置の適用を受けるものとして教育資金非課税申告書または追加教育資金非課税申告書に記載された金額の合計金額(以下「非課税拠出額」という。))が減少する場合は教育資金非課税取消申告書を、非課税拠出額がないことになった場合は教育資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。
10.	禁止行為	預金者は、次の各号の行為を行うことはできません。 ① 口座名義を変更すること(婚姻等、預金者本人の氏名が法令にもとづき変更される場合を除く) ② 預金の譲渡に係る契約を締結すること ③ 預金を担保に供すること ④ 第12条第1項に定める場合を除き、この特約に係る預金口座を解約すること
11.	終了事由	この特約は、普通預金規定にもとづき、当金庫が預金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。

条文	項目	条項の内容
		① 預金者が30歳に達したこと・・・預金者が30歳に達した日 ※ただし、令和元年7月1日以降は、受贈者が30歳に達した場合においても、イ.「学校等に在学している場合」、ロ.「教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合」には、次のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。 a. その年において上記イ. またはロ. のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の12月31日 b. 受贈者が40歳に達した日 ② 預金者が死亡したこと・・・預金者が死亡した日 ③ この特約に係る預金の額が零となった場合において預金者と当金庫との間でこの特約を終了させる合意があったこと・・・この特約が当該合意にもとづき終了する日
12.	終了時の定め	(1) この特約が終了する場合、特約に係る預金口座は解約するものとします。 (2) この特約が終了した場合、特約が終了する日の属する月の翌月末日までに、この特約に係る領収書等を提出してください。 (3) 当金庫では、この特約が終了した場合でも、すでに提出を受けた領収書等やその他書類等の返却は行いません。
13.	その他参考となる事項	(1) 贈与者が死亡した場合、預金口座にある残高の税務上の取扱いとして、平成31年度より、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち一定の部分に対して相続税が課税されることとなりました。 (2) 具体的には、贈与者が死亡した場合(※)、その死亡の日における「管理残額」については、受贈者が贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。ただし、その死亡日において受贈者が23歳未満である場合等には、相続税は課税されません。 (※) 平成31年4月1日から、令和3年3月31日までの間に取得したものについては、贈与者から贈与を受けてから3年以内に贈与者が死亡した場合に限り、相続税の課税対象となります。 (3) 贈与者の死亡日までに非課税の適用を受けて専用口座に預けられた金額から管理残額を控除した残額は、教育資金の非課税枠として引き続き活用いただくことができます。 ※ なお、上記管理残額につき、金融機関から受贈者への通知義務はありませんので、必要な方は当金庫にお問い合わせください。 (4) 令和3年3月31日以前に取得した信託受益権等については、受贈者が孫等の場合において、本制度を利用して贈与を受け贈与者が契約終了前に死亡し、その贈与者から管理残額を相続または遺贈により取得したものとみなされたときには、その管理残額に対応する一定の相続税額には20%加算(いわゆる「2割加算」)されませんでしたが、令和3年4月1日以後に取得した信託受益権等については、その管理残額に対応する一定の相続税額に、「2割加算」が適用されます。 (5) 管理残額に対して相続税が課税されるのは、贈与者が死亡した場合において、その贈与者から本非課税措置の適用に係る贈与により金銭等を取得した時期が、①平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間で、その死亡前3年以内の取得であった場合、又は②令和3年4月1日以後の取得であった場合です。なお、平成31年3月31日以前に取得したものについては、課税されませ

[商品概要説明書]

条文	項目	条項の内容
		ん。 また、受贈者が贈与者の死亡の日において ① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 のいずれかに該当する場合は、相続税の課税対象とはなりません。
14.	苦情処理措置・ 紛争解決措置	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00～17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話からは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール:customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望 されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん 相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。